

個人情報保護方針

現在、インターネット等のコンピュータネットワークの高度な発達により、情報が多量にかつ高速に伝播されるようになり、医療・介護に関連する情報をはじめ、様々な情報が電子化され有効活用できる環境にあります。しかしながら、多量かつ高速での情報が伝播できる環境は、そのまま情報リスクの高まりとなり、企業、団体の保有する個人情報の取扱いに関して、安全でかつ信頼のおける管理が求められることとなりました。当施設では、利用者の方の個人情報を適正に取扱うことは、医療・介護サービスに携わるものの重大な責務であると考え、個人情報の取扱いに関する適切性の確保を、当施設をはじめ医療法人康和会全体の重要課題と捉えて取り組んでおります。このような背景に鑑み、個人情報の取扱いについて次のように宣言いたします。

1. 個人情報に関する法令・規範の遵守
業務上で個人情報の保護に関する法令及び行政機関等が定めた個人情報保護に関する条例・規範・ガイドライン等を遵守します。
2. 個人情報保護施策の強化
個人情報が分散した形で蓄積利用される可能性を排除し、適切な個人情報の収集、利用及び提供が行われる体制整備の向上を図るとともに、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えいの予防に努め、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。
3. 個人情報保護に関する意思統一の徹底
個人情報の取扱いに関する規程を明確にし、従事者に周知徹底します。また、取引先等に対しても適切に個人情報を取り扱うよう要請します。
4. 個人情報保護活動を継続的に改善・推進
自主的に的確な個人情報の保護措置が講じられるよう、個人情報の取扱いに関する内部規程を定期的に見直し、これを遵守するとともに、職員の教育・研修を徹底し推進致します。

令和5年4月1日

医療法人 康和会
理事長 柴田康秀

個人情報取扱い規則

(目的)

第 1 条 この規則は、当法人が入手した患者、利用者及びその他関係者の個人情報の取扱いに関する規則であり、当法人従業者は、この規則に従って個人情報を取扱うものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「個人情報」とは、「診療録(カルテ)」をはじめとした諸記録、「診察申込書」や「健康保険証」等、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(利用目的と範囲)

第 3 条 個人情報は、次の目的に沿った範囲内について、業務上必要な範囲に限り利用し、下記の目的以外に利用してはならない。

- ① 当法人が提供する医療・介護サービス、介護予防サービス、健診・検診、予防処置及びこれらのための下記の事項他の医療機関や介護保険事業者、健診センター等との情報の共有
 - ・他の医療機関等からの紹介・照会への回答
 - ・他の医師等の意見・助言を求める
 - ・検体検査業務の委託その他の委託業務
 - ・家族等への病状説明
 - ・事業者等から委託を受けて健康診断を行った場合、事業者等への結果通知
- ② 当法人が行う管理運営業務のうち、施設、院内管理・会計・経理・施設、院内での事故等の報告、医療・介護サービスの向上のための業務、外部監査機関への情報提供
- ③ 医療保険事務及び介護保険事務及びこれらのための下記の事項
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関への診療報酬明細書、介護報酬明細書の提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ④ 医師賠償保険等に係る医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出及び、損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

- ⑤ 施設内、院内の症例検討会、研修会などの教育
 - ⑥ 当法人が行う管理営業業務のうち、「医療・介護サービスや業務の維持改善のための基礎資料」「当法人の内部において行われる症例検討」
 - ⑦ 住所や氏名の匿名化、顔写真のマスクングを行い、個人が特定できるように配慮した上での学科等への発表
- 3 上記の目的については、患者、利用者から特に申し出がない場合は、上記の利用目的について同意が得られたものとして扱うことができる。
- 4 ただし、患者から「同意しがたいものがある」「個人情報の利用にあたってあらかじめ個別に同意を求めてほしい」などの要望があった場合は、その要望に基づいて、個人情報を取扱うこととする。
- 5 そうした申し出があった後に、当該患者及び利用者から同意や保留の変更について申し出があれば、申し出に沿って変更を行う。

(安全処置)

第4条 個人情報保護にかわる組織的対応について

個人情報保護推進委員会を設置し、個人情報の保護の推進を図る。

①個人情報保護推進委員会は、歯科部門・介護部門から委員を構成し、年1回以上会議を開催し、「個人情報取扱い規則」や「個人情報保護に関する宣言」の当法人内での遂行状況及び見直し、「個人情報保護に関する教育研修」の実施等を行う。

②個人情報保護推進委員会の委員長は、個人情報管理者を兼ねる。

- 2 苦情・相談窓口の担当を設置し、担当者は、苦情があった場合は、個人情報管理者に報告し対応を図る。また、個人情報保護推進委員会に参加する。

第5条 雇用契約や就業規則において、就業中はもとより離職後も含めた守秘義務を課す。

第6条 全ての部屋において、室内に職員がいない場合は必ず鍵を掛けるなど、盗難等の予防策を講じる。また、パソコンやデジタルデータの保管管理に注意

第7条 個人情報保管物への技術的安全管理措置を講ずる。

第8条 個人データが消滅しないように留意するとともに、本人の照会に対応できるよう検索可能な状態で保存する。

第 9 条 不要となった個人データの廃棄、消去にあたっては、焼却や溶解など復元不可能な形にして廃棄する。

(職員教育)

第 10 条 個人情報保護に関する研修を年一回以上行うとともに、全職員に「個人情報取扱い規則」や「個人情報保護に関する宣言」を配布し周知を図る。

(業務委託)

第 11 条 業務委託を行う場合は、委託契約において、当法人が定める安全管理措置の内容を契約に盛り込み、委託先の義務とする。

2 委託先が再委託を行っている場合は、再委託先の業者が個人情報を適切に取扱っていることが確認できるよう契約において配慮する。

3 契約に盛り込んだ安全管理措置が適切に行われていることを定期的を確認する。

(診療録の開示等の取扱い)

第 12 条 診療録等の開示請求が患者及び利用者本人又は代理人(死亡患者及び利用者及びその代理人を含む)からあった場合は、下記の手続きを経て開示する。

①個人情報開示請求の窓口及び苦情・相談窓口を施設・院内掲示で案内

②本人又は代理人であることが証明できるものを添えて、文書により開示する資料を特定して請求を行っていただく。本人又は代理人でない場合は、原則として開示しない。

③開示することで次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しない。

ア)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

イ)事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

ウ)他の法令に違反することとなる場合。

④開示にあたっては、必要に応じ職員が説明を行うこととする。コピーをとる場合は、1 項につき手数料を徴収する。

⑤電話の問合せには答えない。

(第三者提供の取扱い)

第 13 条 患者及び利用者本人以外に情報を提供する場合は、あらかじめ患者及び利用者本人の同意を得ることを原則とする。ただし、本規則第 3 条に定め施設・院内掲示をし、患者及び利用者から特段の申入れがない範囲については、改めて患者及び利用者の同意を得ずに、情報開示を行うことができる。

2 施設・院内掲示で示していない範囲について公的機関から情報開示の要求があった場合は、「身分証明書」の提示と、「開示要求を求める文書」の提出を求め、情報提供の可否については、個人情報保護管理者及び施設長・院長が判断をする。

第 14 条 本規則の改廃は、本会理事会が行う。

付則 本規定は令和 5 年 4 月 1 日より効力を有す。

令和 5 年 4 月 1 日
医療法人 康和会
理事長 柴田康秀